



消費生活

サポーター通信

2019年度第5号

今月のテーマ

見知らぬ相手からは お金を借りない!



事例



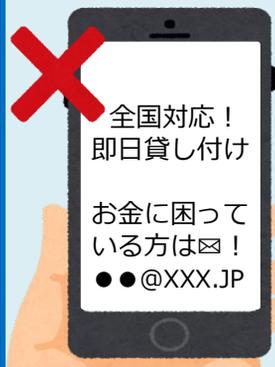
保証金が必要

●インターネット上でお金を貸してくれるという人を見つけたので、30万円を借りることにした。

●先に**保証金として5万円が必要**と言われたので指示通り支払ったが、その後**連絡がつかなくなった**。相手の名前や住所は分からない。

アドバイス

ネットなどを通じて、**見知らぬ相手からお金を借りるのはやめましょう。**



- 先に**保証金を支払ったところ連絡がつかなくなった**。
- 個人情報が悪用された**。
- 高額な利息を請求された**。

…など、さまざまなトラブルに巻き込まれるおそれがあります。

多重債務など借金問題で困っていたら、消費生活センターにご相談ください。

皆さんの周りに多重債務など借金問題でお悩みの方はいませんか。

相談の内容をお伺いし、債務整理が必要な場合には、弁護士・司法書士による法律相談（初回無料）におつなぎしています。

ひとりで悩まず早めに相談して下さい。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

いやや

2019年8月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
☎(Tel. Me)